

船舶事故調査報告書

令和5年10月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年4月11日 21時42分ごろ
発生場所	和歌山県みなべ町堺漁港南西方沖 紀伊堺港西防波堤灯台から真方位245°570m付近 (概位 北緯33°44.4′ 東経135°19.7′)
事故の概要	プレジャーボート幸丸は、航行中、干出浜（岩）に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和5年4月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 幸丸、5トン未満（長さ7.73m）
船舶番号、船舶所有者等	252-12425和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、主機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 満潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りを終えて帰航中、船長が、事前にGPSプロッターに入力した予定経路を画面に表示させて、その経路上を航行していたところ、予定経路から左舷側に約2m外れた際、船底を岩が引っ掻く音がして、干出浜（岩）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、沖合からの波を受けて更に岩の上に圧流され、右舷側に約45°傾いて船内に波が打ち込み、主機が停止した。</p> <p>船長は、本船を離礁させることができず、118番通報して救助を要請した。</p> <p>船長及び同乗者は、来援した海上保安庁のゴムボートにより救助され、救助艇に移乗して堺漁港に戻った。</p> <p>本船は、翌朝、船長が依頼した知人の船により干出浜（岩）から引き出され、堺漁港にえい航された。</p> <p>船長は、乗り揚げた場所が干出浜（岩）の拡張している海域内の、ふだん地元の渡船が通航している幅約3mしかない水路（以下「本件水路」という。）であると知っていたが、釣り場からの近道になるので、本件水路を航行しようと計画していた。</p> <p>船長は、遠回りになっても干出浜（岩）から離れた沖合を計画するべきであったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、干出浜（岩）が拡張している海域内の幅が約3mの本件水路を航行したことから、予定経路から左舷側に約2m外れた際、干出

	<p>浜（岩）に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、乗り揚げた場所が干出浜（岩）の拡張している海域内であり、本件水路の幅が約3 mしかないことを知っていたが、釣り場からの近道になることから、本件水路を航行したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、干出浜（岩）が拡張している海域内の幅が約3 mの本件水路を航行したため、予定経路から左舷側に約2 m外れた際、干出浜（岩）に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、干出浜や浅所から十分に距離を隔てた航路を計画して航行すること。</li> </ul>